

釈文の訂正と追加(五)

福島・荒田目条里遺跡(第一七号)

あつため

- 1 所在地 福島県いわき市菅波^{すぎなみ}字礼堂
- 2 調査期間 一九九三年(平5)三月～七月
- 3 発掘機関 (財)いわき市教育文化事業団
- 4 調査担当者 吉田生哉・矢島敬之
- 5 遺跡の種類 河川跡・祭祀跡
- 6 遺跡の年代 五世紀中葉～一七世紀
- 7 木簡の釈文・内容

荒田目条里遺跡は、市街地の東方約四km、夏井川下流の右岸に位置する。本遺跡から、東方約三kmには太平洋が、南東約一・五kmには磐城郡衙に比定されている根岸遺跡がある。

工場造成に伴う発掘調査で、古墳時代前期の竪穴住居跡一棟・古代の河川を含む溝跡九条・古代から近世に比定される土坑一八基を検出した。遺物の大半は、調査範囲の北側で東流する第三号溝跡から出土した。

第三号溝跡は、北岸が調査区域外に及び、その規模は確定できないが、幅五・〇～一〇・〇m前後、深さ一・〇～一・五m前後で、時期によって位置を変えながら蛇行していたと推定される。他の遺構との関係や河川内の出土遺物から、この溝跡は、五世紀中葉～一二世紀前葉に機能していたが、泥土の堆積によって葦原状態となり、一七世紀に埋没したと考えられる。

三号溝跡の遺物は、平安時代のもものが中心で、木簡三四点、人面墨書土器・墨書土器一八七点、土器、土馬、碧玉製管玉、紡錘車、刀子、素環鏡板付轡、絵馬四点、人形・馬形・刀形・弓形、下駄、櫛、ヒョウタンなどの植物遺体・馬などの動物遺体・人骨と思われる骨片などが出土した。

木簡および遺構・遺物の概略は、本誌第一七号で報告されたが、その後に、刊行された報告書に釈文の訂正箇所が多く見受けられたので、報告書に基づいて記述する。なお、成稿にあたり、吉田生哉氏のご教示を得た。

(1) ・「郡符、里刀丸、手古丸、黒成、宮沢、安継家、貞馬、天地、子福積、奥成、得内、宮公、吉惟、勝法、圓隠、百濟部於用丸

、真人丸、奥丸、福丸、蕚日丸、勝野、勝宗、貞継、浄人部於日丸、浄野、舍人丸、佐里丸、浄継、子浄継、丸子部福継」足小家

、壬部福成女、於保五百継、子槐本家、太青女、真名足」子於足 『合卅四人』

右田人為以今月三日上面職田令殖可屬発如件

・「大領於保臣 奉宣別為如任件」
以五月一日

592×45×6 011 17(1)第二号

(2) ・「返抄檢納公廨米陸升 正料四升 調度二升 卅七石丈部子福」
右件米檢納如件別返抄

・「仁壽三年十月 日米長」
於保臣雄公

(268)×35×10 033 17(3)第三号

(3) ・「請給」
四斗

(125)×26×6 039 17(4)第四号

(4) ・「謹言上請借計矢十五」
九月五

(219)×37×8 019 17(5)第五号

(5) ・「買上替馬」
赤毛牝馬 歳四 直六百 驗无

・「真斗」
立六日

(148)×35×3 081 17(6)第六号

(6) ・「五疋令肋」
立申

(93)×15×6 081 17(7)第七号

(7) ・「立申」
(266)×40×5 019 17(8)第八号

(8) ・「丈部廣」
丈部庭足 壬生部虫万呂

丈部得足 丈部子 丈部

(164)×35×3 019 17(9)第九号

